

安全安心な高知県産ショウガ推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会の名称は「安全安心な高知県産ショウガ推進協議会」と称する。

(事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を高知県農業振興部農業政策課（高知市丸ノ内1丁目7番52号）に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、関係者が一体となって、高知県産ショウガ（以下「県産ショウガ」という。）の安全性、信頼性を確保するための取り組みを実施するとともに、県産ショウガの産地偽装の再発防止に取り組むため、行政と農業者団体、民間事業者の連携体制の構築を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 県産ショウガの適正な産地表示の推進に関すること。
- (2) 安全・安心な県産ショウガのPRに関すること。
- (3) その他、目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員及び役員

(会員)

第5条 本協議会の会員は、別表のとおりとする。

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所に変更があったときは、遅滞なく本協議会にその旨を届け出なければならない。

(オブザーバー)

第7条 本協議会は、議決権を持たないオブザーバーを置くことができ、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

(役員の数及び選任)

第8条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

1 前項の役員は、会員の中から総会において選任する。

2 会長及び副会長は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第9条 会長は、会務を総理し、本協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(役員任期)

第10条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会種別等)

第11条 本協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 1 総会の議長は、会長が務める。
- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 4 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会議決方法等)

第12条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会権能)

第13条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告に関すること。
- (3) その他本協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第14条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 本協議会の解散
- (2) 会員の除名
- (3) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第15条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催前までに本協議会に到着しないときは、無効とする。

- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第11条第1項及び前条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第16条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、前条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第4章 事務局等

(事務局)

第17条 本協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、高知県農業振興部農業政策課とする。
- 3 事務局は、本協議会の事務を行うものとする。

(事業年度)

第18条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、本協議会の設立初年度については、本協議会が設立された日から始まり、その日以後の最初の3月31日に終わるものとする。

附則

- 1 本規約は、平成30年12月20日から施行する。
- 2 本会議の設立初年度の事業計画の議決については、第12条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。